

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「者」の下に「その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者」を加え、「第二十七条各号」を「第二十七条」に改める。

第二十六条第一項第二号中「蛍光ランプのみを主光源とする」を削る。

第二十七条中「次の各号」を「前条第一項各号」に、「当該各号に」を「経済産業省告示で」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二十七条第四号から第六号までの規定により付されている表示については、改正後の第二十七条の規定にかかわらず、令和三年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。